

富山県公共事業の景観づくり指針

第1 基本事項

- 1 公共事業の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、人々に親しまれ、誇りとされる景観を創出するよう工夫する。
- 2 事業の目的を踏まえたうえで、施設の機能性、安全性はもとより、経済性等にも配慮しつつ、景観づくりのための先導的な役割を果たすよう工夫する。
- 3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。

第2 事業の進め方

- 1 地域における景観づくりが一体的、効果的に推進されるよう、他の公共事業を行う者と十分に連携を図る。
- 2 景観づくりに関する整備内容は、地域の景観等の状況や施設の規模等の事業の特性などに応じて、事業毎に検討する。
- 3 地域の景観に大きな影響を及ぼす、あるいは地域のシンボルとなるような事業については、計画策定等に際し、地域住民の意見が反映されるよう配慮する。
- 4 大規模な事業や長期にわたる事業は、事業の各段階で景観への影響を確認し、事業全体の景観づくりの目標を達成するよう工夫する。

第3 共通事項

1 基本的事項

(1) 眺望

- ア 主要な眺望点からの眺望を大きく損なわないよう、事業を行う位置や構造物の形態等に配慮する。
- イ 山、海、川等の自然や田園、町並み等の眺望を楽しむことができる場を設けるよう工夫する。

(2) 色彩

- ア 高い彩度を避けるほか、背景となる町並みや自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観に調和するよう工夫する。
- イ 構造物の一部等に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が構造物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。

(3) 素材

- ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。
- イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材や伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。
- ウ 自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的町並みの中では、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。

(4) 既存施設の活用

歴史的建築物や伝統的工法による工作物等の優れた既存施設を保全し、生かすよう配慮する。

(5) 季節等の変化

構造物の形態、意匠、色彩等のほか、植栽の種類や照明の方法等は、季節や時間の変化の中で違和感が生じないように配慮する。

(6) 水と緑の活用

水辺の自然植生の保全や都市の緑にせせらぎを配するなど、水と緑に彩られた景観を創出するよう工夫する。

(7) 工事中の配慮

長期にわたる事業においては、工事現場周辺において圧迫感や繁雑さを感じさせないように工夫する。

(8) 維持管理

維持管理を考慮した形態や構造等とするよう工夫するとともに、景観の質を保つための適切な維持管理に配慮する。

2 要素別事項

(1) 法面、擁壁

ア 法面は、擁壁と組み合わせて規模を抑えるなど、できる限り地形や植生等の自然の改変を抑えるよう工夫する。

イ 法面は、緑の生育環境を整え、既存植生との調和や樹木の維持管理に配慮した緑化を行うよう工夫する。

ウ 擁壁は、規模をできる限り抑えるなど圧迫感を軽減するよう配慮するとともに、仕上げ等を周辺の景観への影響を少なくするよう工夫する。

(2) 防護柵

ア できる限りすっきりとした形態とするほか、植栽と組み合わせるなど、周辺の景観に調和するよう工夫する。

イ 擁壁等と組み合わせて設ける場合は、全体としてまとまりがあるものとなるよう配慮する。

(3) 護岸

ア 生態系に配慮するとともに、自然素材の使用や緑化など、周辺の景観に調和するよう工夫する。

イ できる限り緩やかな勾配や階段状の形態とするなど、水辺にうるおいを与え親水性を高め、水辺の眺望を楽しむことができるよう工夫する。

(4) 植栽

ア 優れた樹木や樹林を保存、移植するほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いて、できる限り緑化するよう配慮する。

イ 花木や草花を活用するほか、中高木を組み合わせるなど、周辺の町並み等に彩りや季節感を与えるよう工夫する。

(5) 標識、公共広告物

- ア 標識等の数をできる限り少なくするほか、大きさや形態をそろえるなど、景観上の繁雑さを軽減するよう配慮する。
- イ 公共広告物等は、周辺の自然や町並み等の状況に応じた形態、意匠、色彩等とするなど、周辺の景観に調和するよう工夫する。

(6) 照明

- ア 過剰な光が散乱しないよう配慮するとともに、周辺の状況に応じた照明方法等により良好な夜間景観を創出するよう工夫する。
- イ 照明施設の器具や支柱等の形態、意匠、色彩等は、周辺の自然や町並み等の景観に調和するよう工夫する。

第4 施設別指針

1 道路

- (1) 道路の線形は、周辺の地形や植生等の自然の改変をできる限り抑え、周辺の景観を大きく損なわないよう工夫するとともに、道路からの眺望の確保にも配慮する。
- (2) 路面や道路付属物等は、周辺の自然や町並み等の状況に応じた色彩や質感の素材を使用するなど、周辺景観との調和や景観の連続性に配慮する。
- (3) 周辺の状況や事業の特性に応じた緑化を行うほか、人が滞留し憩うことができる場を設けるなど、うるおいある景観を創出するよう工夫する。
- (4) トンネルの出入口等の道路構造物は、できる限り落ち着いた形態や意匠等とするほか、周囲を緑化するなど、周辺に対する違和感を軽減するよう工夫する。

2 橋梁

- (1) 主要な眺望点からの眺望を大きく損なわないよう配慮するほか、地域のシンボルとなる場合は、眺望されることを意識した形態、意匠、色彩等とするよう工夫する。
- (2) 橋梁本体が造形的に美しく、高欄や親柱等が全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。
- (3) 優れた景観を有する場所では、橋詰め等に橋梁や周辺の景観を眺め滞留できる場を設けるよう工夫する。

3 河川

- (1) それぞれの河川の特徴となっている地形や植生等をできる限り保全し、生かすよう配慮するとともに、多自然型の護岸等により周辺の景観に調和するよう工夫する。
- (2) 河川の特성에 応じて、護岸等を緩やかな勾配や階段状の形態とするほか、瀬や淵を生かすなど、親水性が高く変化のある水辺景観を創出するよう工夫する。
- (3) 水門や堰等の施設は、すっきりとした形態や彩度が低い色彩とするなど、周辺に対する違和感を軽減するよう工夫する。

4 ダム、堰堤

- (1) 周辺の地形や植生等の自然の改変を抑えるとともに、法面を緑化するなど、周辺の景観への影響を少なくするよう配慮する。
- (2) ダム本体が造形的に美しく、取水塔、水門、機械室等が全体としてまとまりがあるものとなるよう工夫する。

5 砂防、治山

- (1) 周辺の地形や植生等の自然の改変を抑えるとともに、法面の緑化や自然素材等の活用など、周辺の景観への影響を少なくするよう配慮する。

6 港湾、漁港

- (1) 主要な眺望点からの眺望を大きく損なわないよう、護岸等の施設の形態や色彩などに配慮する。
- (2) 港への船の出入等を眺め滞留できる場を設けるほか、親水性を高め、緑化を行うなど、うるおいある景観を創出するよう工夫する。

7 海岸

- (1) 砂浜や岩礁等の渚の自然の改変をできる限り抑えるほか、自然の再生や護岸等を自然素材で仕上げるなど、周辺の景観に調和するよう配慮する。
- (2) 湾曲して延びる海岸線の眺望を大きく損なわないよう、離岸堤の形態等に配慮するとともに、護岸を緩やかな勾配とするなど、親水性を高めるよう工夫する。

8 農地

- (1) 田園景観を形成している農地やその周辺の緑をできる限り保全するとともに、水路やため池等においては、その構造物が周辺の景観に調和するよう配慮する。
- (2) 屋敷林等の樹林や棚田等の優れた景観がある場合は、これらを保全し、生かすよう配慮する。

9 森林

- (1) 主要な眺望点から眺望される場所では、できる限り大規模な皆伐を避け適度に樹木を残すほか、速やかに植林を行うなど、伐採による景観への影響を少なくするよう配慮する。
- (2) 間伐や枝打ち、下草刈りなど、適切な維持管理により、良好な森林が保たれるよう配慮する。

10 公園、緑地

- (1) 地域の歴史や文化に配慮するほか、水と緑を組み合わせるなど、地域のより良い景観を創出するよう工夫する。
- (2) 施設等の形態や意匠等は、周辺の景観に調和するとともに、親しみやすい雰囲気となるよう工夫する。
- (3) 植栽は、地域の環境等に応じたものとするよう配慮するとともに、周辺の緑や水辺と連続し、緑と水の回廊の拠点となるよう工夫する。

11 建築物、工作物

- (1) 富山県大規模行為の景観づくり基準に適合するよう工夫する。
- (2) 建築物及び工作物の屋外空間は、利用しやすいよう、開放性に配慮する。